

国民健康保険税の見直しについて

印西市の被保険者数は減少傾向となっており、保険税収入も減少しています。一方で一人当たり医療費は増加しており、保険給付費は増加傾向となっています。また、保険給付費の増加に伴い、その財源となる国民健康保険事業納付金も上昇しています。このようなことから、令和4年度から支出額が収入額を上回る状況となっています。

この不足額については、財政調整基金及び一般会計からの法定外繰入によって補填しているところです。

財政調整基金については、令和5年度に全額繰入れをしているため基金残高は0円となりました。

この財政状況は今後も続くものと考えられ、決算補填目的の一般会計からの法定外繰入は増加していくことが予想されます。

この状況を改善し、国民健康保険事業を安定的に運営していくため、必要な財源を確保し国保財政の健全化を図るため、平成23年度より据置いてきた保険税率の見直しを行うものです。

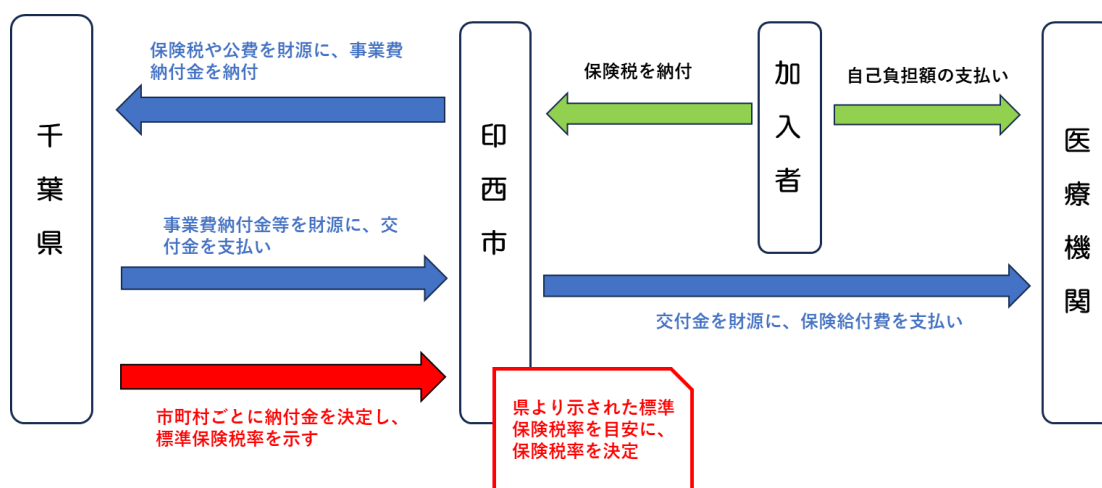
1) 国保の仕組み

国民健康保険制度の広域化により、県が国保財政の責任主体となり中心的な役割を担うとともに、市町村は引き続き資格管理、保険給付の決定、保険税の賦課・徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととなりました。

市町村は医療機関等へ支払う保険給付費に、県からの交付金を充てることができるようになったため、急な支出のリスクが軽減されました。

県は市町村に支出する交付金の財源の一部として、必要な額を算出し、市町村は、県に事業費納付金として支払う仕組みとなっています。

【国保の仕組み】



県は、市町村単位に事業費納付金の決定をするとともに、事業費納付金の支払いに必要な保険税率の参考となる「標準保険料率」を公表します。

【令和6年度に示された印西市の標準保険料率】

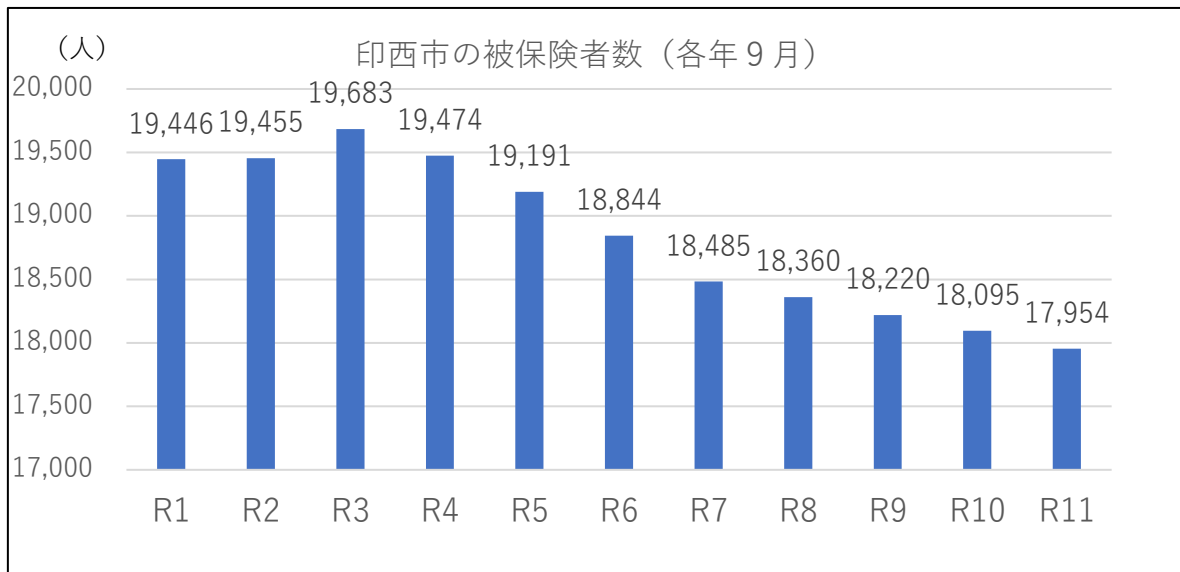
基礎分(医療分)			支援金分		介護分	
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.71%	24,945 円	30,563 円	3.23%	14,075 円	2.51%	15,433 円

2) 印西市国民健康保険の現状

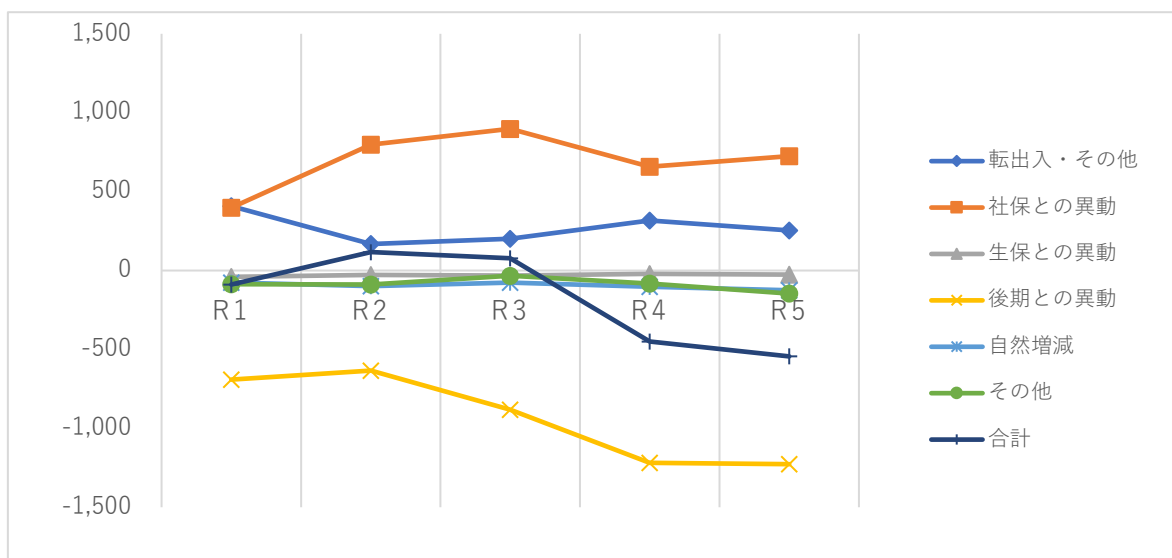
令和6年3月末の被保険者数は18,500人、世帯数は12,077世帯となっています。被保険者数は、社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行などにより、減少傾向にあります。

世帯の構成人数は、1人世帯が約60%、2人世帯が約32%、3人世帯が約6%、4人世帯が約0.2%、その他5人世帯以上0.1%となっています。1人～2人世帯で全体の約92%を占めています。

【印西市の被保険者数（R6年度以降は推計）】

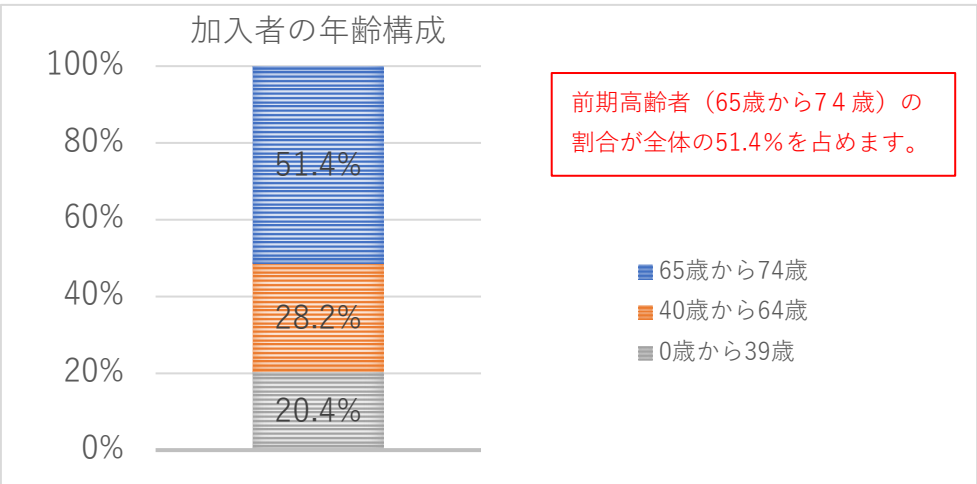


【異動事由別の被保険者の増減状況】



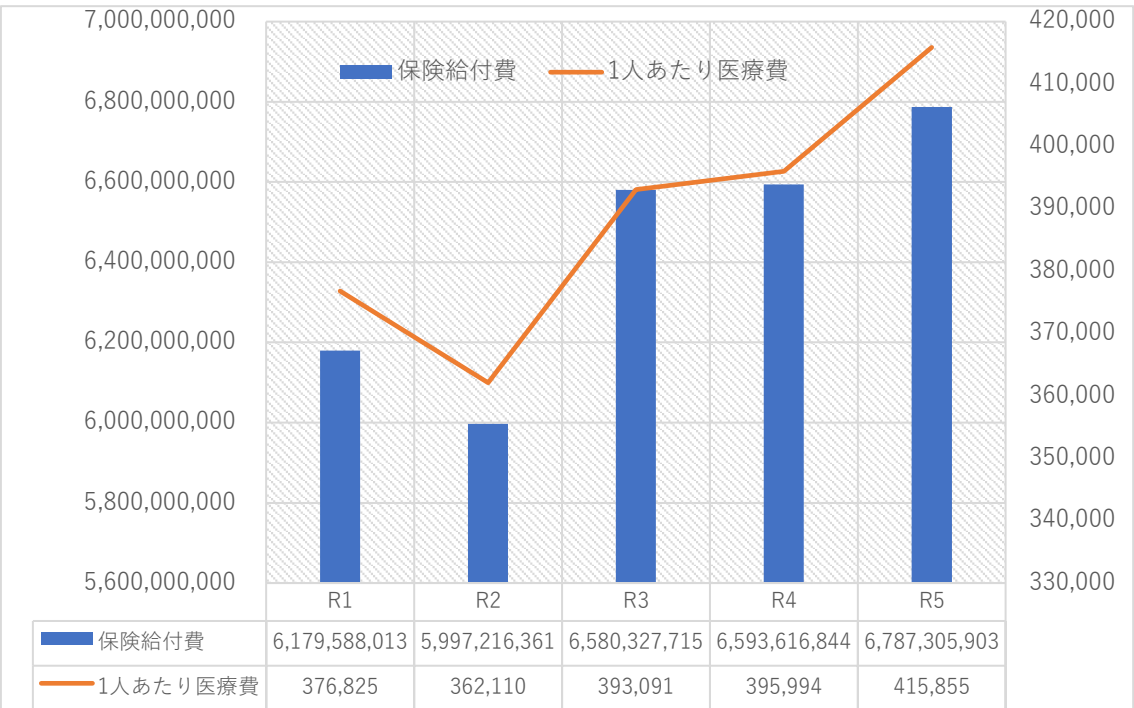
被保険者の年齢構成別にみると、0歳～39歳が20.4%、介護分の課税対象となる40歳～64歳までが28.2%、前期高齢者である65歳～74歳までが51.4%となっています。65歳以上は被用者保険から国民健康保険へ加入する割合が高くなります。

【国民健康保険被保険者の年齢構成】



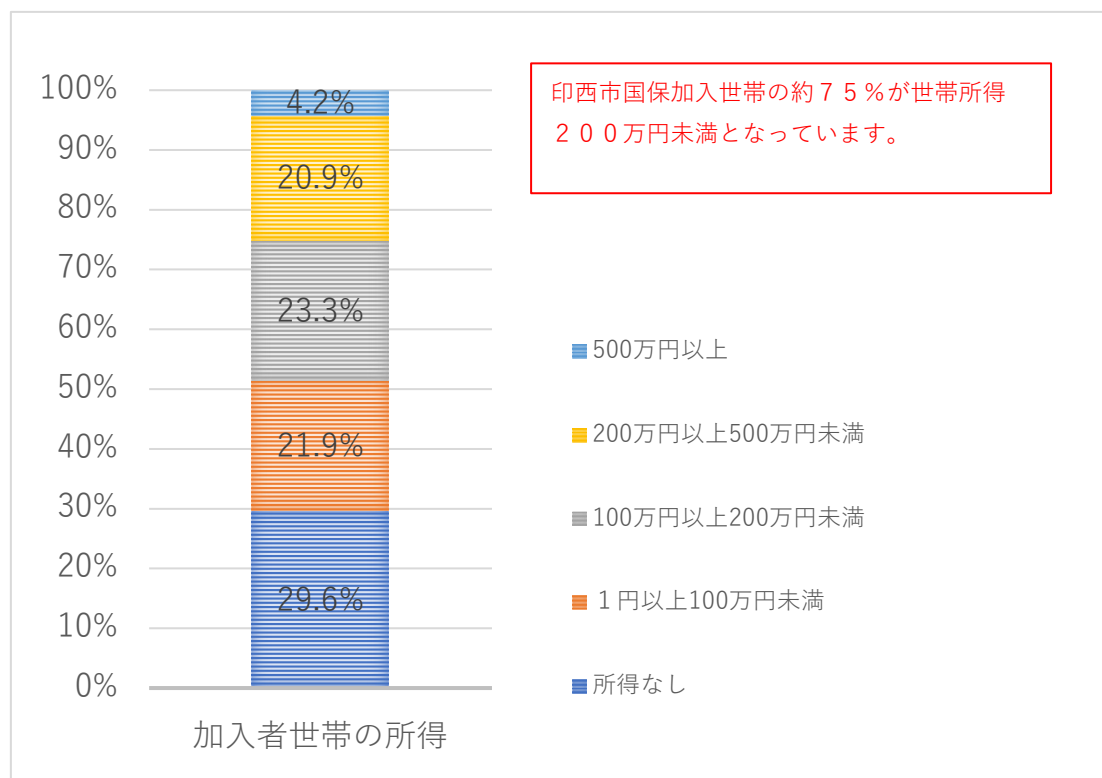
保険給付費は、医療の高度化や高齢化の進展により増加傾向にあり、令和5年度の1人あたり医療費は、415,855円となっています。（65歳以上の1人あたり医療費は579,622円）

【全体の保険給付費（左）と1人あたり医療費（右）】（単位：円）



国保の被保険者は、無職者、フリーランス、非正規雇用労働者、定年退職後の年金生活者となり、所得階層別にみると、所得なし世帯 29.6%、1 円～100 万円未満 21.9%、100 万円～200 万円未満 23.3%、200 万円～500 万円未満 20.9%、500 万円以上 4.2%となっています。

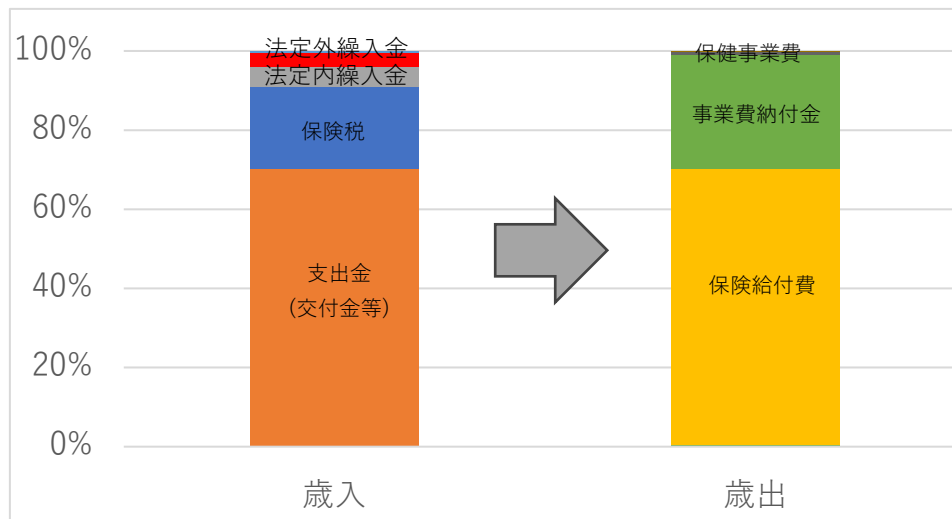
【加入者世帯の所得構成】



3) 印西市国保特別会計の現状

国保事業に要する費用は「保険給付費」「事業費納付金」「保健事業費」に大別され、これらの費用を「保険税」「支出金（交付金）」「繰入金」などによって賄われます。

【令和5年度 国保特別会計決算の割合】



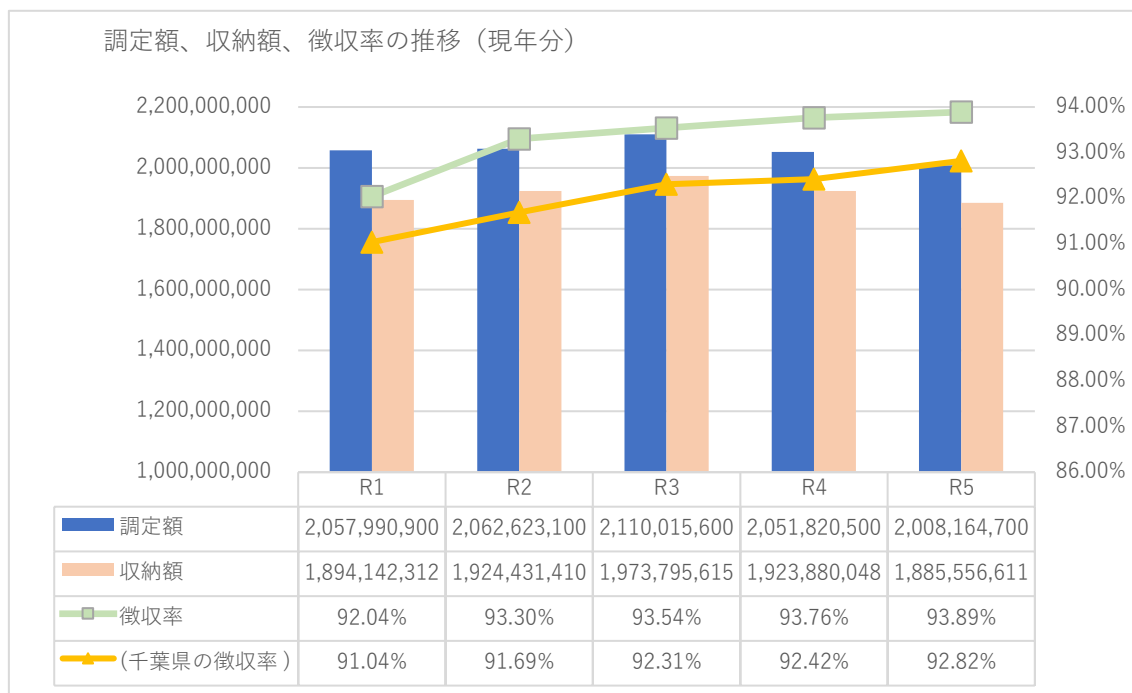
令和5年度の決算額は、歳入 97 億 7,177 万 5,880 円、歳出 97 億 5,464 万 2,450 円となり、歳出のうち保険給付費は、67 億 8,730 万 5,903 円で、前年度より 1 億 9,368 万 9,059 円増加しており、率で 2.9%伸びております。医療の高度化等により、一人あたり医療費が増加していることが要因と考えられます。

事業費納付金は、28 億 1,278 万 1,216 円で、前年度より 1 億 6,155 万 1,988 円の増となっております。

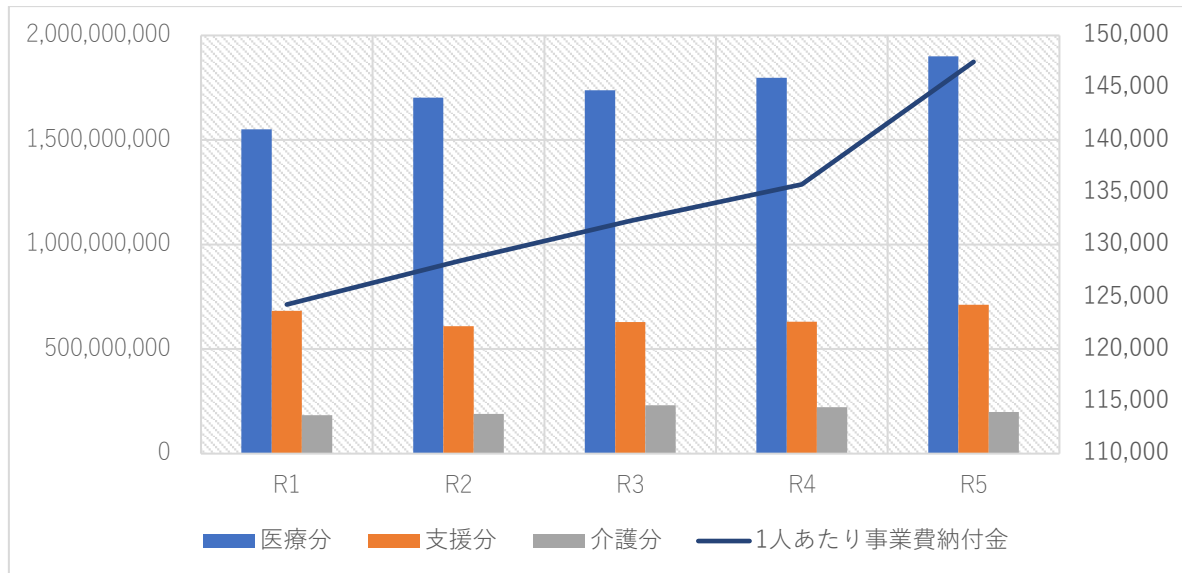
一方で、保険税の収入は 20 億 1,116 万 683 円で、前年度より 2,873 万 686 円減となりました。被保険者数の減少に伴い、保険税収入額は減少を続けています。

これまで、印西市の国保財政は、加入者からの保険税、国・県からの支出金や繰入金などの公費、前年度繰越金、国民健康保険財政調整基金によって、収支の均衡を保ってきましたが、令和4年度から支出額に対する収入額が不足し、決算補填のための一般会計からの法定外繰入を行い、収支の均衡を図る状況となりました。令和5年度においては、決算補填のための法定外繰入金は、3 億 4,633 万 1,000 円となり、前年度より 2 億 4,671 万 7,340 円の増加となりました。

【国民健康保険税の調定額、収納額、徴収率の推移（現年分）】



【事業費納付金（左）と 1 人あたり負担額（右）】（単位：円）



県に支払う事業費納付金は、県が保険給付費の見込みをたて、市町村ごとの医療費水準と所得水準、被保険者数をもとに額を決定します。毎年 1 人あたりの事業費納付金の負担額は増加傾向にあります。

4) 法定外繰入の削減について

法定外繰入については、他の医療保険制度に加入する方にも国保の負担をお願いしていることになるため、一般会計から法定外繰入の増加を抑制し、削減・解消するためには、千葉県が示す標準保険料率を踏まえ適切な保険税率を設定することが必要となります。

【標準保険料率（上） 現行の保険税率（中） 差（下）】

基礎分(医療分)			支援金分		介護分	
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.71%	24,945 円	30,563 円	3.23%	14,075 円	2.51%	15,433 円
6.9%	23,500 円	28,000 円	2.0%	9,000 円	1.8%	13,000 円
△0.81%	△1,445 円	△2,563 円	△1.23%	△5,075 円	△0.71%	△2,433 円

5) 第 2 期千葉県国民健康保険運営方針について

千葉県は、令和 6 年度から 6 年間を対象期間とする「第 2 期千葉県国民健康保険運営方針」を策定されました。その中で県全体として令和 12 年度までに決算補填目的の法定外繰入金を解消することを目標とすることが記載されました。印西市においては、この第 2 期運営方針の計画期間である令和 11 年度までが解消を目標とする期間となります。

第 2 期千葉県国民健康保険運営方針（抜粋）

- ・ 国保財政を安定的に運営していくため、市町村の国民健康保険特別会計においては、必要な支出を保険料や国、県等の公費等で賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。
- ・ 県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。
- ・ 決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。よって、これまでに市町村が作成した赤字削減・解消計画を勘案し、県全体として令和 12 年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。

6) 印西市国民健康保険税率の見直し方針について（案）

被保険者の急激な保険税の負担増の緩和に配慮し、次の点を考慮しながら、税率等を見直しを図ります。

- ① 赤字削減・解消の目標年度を千葉県国民健康保険運営方針にあわせ、令和 11 年度とする。
- ② 被保険者の負担の緩和を図るため、令和 7 年度、令和 9 年度、令和 11 年度を赤字削減・解消のための改正年度とする。
- ③ 見直しにあたっては、県から示される標準保険料率を参考としながら、被保険者の負担感に配慮し、段階的に見直しを行う。
- ④ 保険税率等の決定は、印西市国民健康保険運営協議会に審議のうえ決定する。

上記の見直し方針を基本として、令和 11 年度までに一般会計からの決算補填目的の法定外繰入を徐々に削減し、解消されるよう努めるものとする。

※法改正による限度額の見直し、軽減判定基準の見直し、令和 8 年度から導入が予定されている子ども子育て支援金等については、必要に応じて改正を行います。

7) 令和7年度の税率の見直しについて（案）

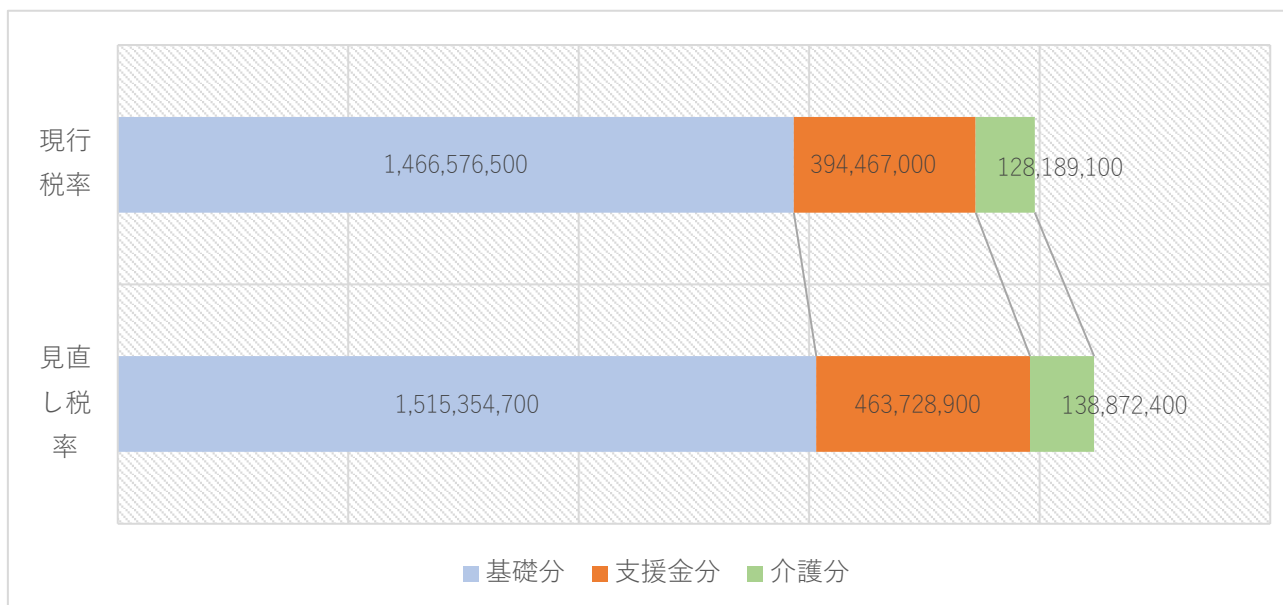
税率の見直し方針を踏まえ、令和11年度まで、3回の税率改定を行うこととし、1回ごとの改定率は県の示す標準保険料率との差を約1/3ずつ解消できるように設定していきます。また、応能応益割合のバランスをおおむね50:50に近づけるように調整を図ります。（千葉県は全国平均の所得水準を上回っているため、基礎分支援分53:47、介護分52:48となります。）

令和7年度の見直し税率（上）と現行税率の差（下）

基礎分(医療分)			支援金分		介護分	
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.2%	24,000円	29,000円	2.3%	11,500円	2.0%	14,000円
0.3%	500円	1,000円	0.3%	2,500円	0.2%	1,000円

令和7年度の税率の見直しにより、理論上調定額の総額は1億2,872万円の増加が見込まれます。

【税率改正による保険税調定額の見込み】



	調定額
R6 現行税率	1,989,232,600円
R7 見直し税率	2,117,956,000円
増加額	128,723,400円

【税率改正による影響額】

1人世帯

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの 影響額
0円 (7割軽減)	基礎・支援分	19,300円	1,200円	100円
	介護分	4,200円	300円	25円
100万円	基礎・支援分	118,600円	7,400円	617円
	介護分	25,400円	2,200円	183円
200万円	基礎・支援分	213,600円	13,400円	1,117円
	介護分	45,400円	4,200円	350円
300万円	基礎・支援分	308,600円	19,400円	1,617円
	介護分	65,400円	6,200円	517円

※介護分は40歳～64歳までの人に課税されます。

2人世帯（主、被扶養者の2人世帯の場合）

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの 影響額
0円 (7割軽減)	基礎・支援分	30,000円	2,100円	175円
	介護分	8,400円	600円	50円
100万円 (5割軽減)	基礎・支援分	104,100円	6,900円	575円
	介護分	25,400円	2,200円	183円
200万円	基礎・支援分	249,100円	16,400円	1,367円
	介護分	59,400円	5,200円	433円
300万円	基礎・支援分	344,100円	22,400円	1,867円
	介護分	79,400円	7,200円	600円

※介護分は40歳～64歳までの人に課税されます。

3人世帯（主、被扶養者、子どもの3人世帯の場合）

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの 影響額
0円 (7割軽減)	基礎・支援分	40,600円	3,000円	250円
	介護分	8,400円	600円	50円
100万円 (5割軽減)	基礎・支援分	121,800円	8,400円	700円
	介護分	25,400円	2,200円	183円
200万円 (2割軽減)	基礎・支援分	257,500円	17,400円	1,450円
	介護分	53,800円	4,800円	400円
300万円	基礎・支援分	379,600円	25,400円	2,117円
	介護分	79,400円	7,200円	600円

※介護分は40歳～64歳までの人に課税されます。

4人世帯（主、被扶養者、子ども2人の4人世帯の場合）

世帯の合計 所得	種類	改正後課税額	影響額	1月あたりの 影響額
0円 (7割軽減)	基礎・支援分	51,300円	3,900円	325円
	介護分	8,400円	600円	50円
100万円 (5割軽減)	基礎・支援分	139,600円	9,900円	825円
	介護分	25,400円	2,200円	183円
200万円 (2割軽減)	基礎・支援分	285,900円	19,800円	1,650円
	介護分	53,800円	4,800円	400円
300万円	基礎・支援分	415,100円	28,400円	2,367円
	介護分	79,400円	7,200円	600円

※介護分は40歳～64歳までの人に課税されます。

8) 法定外繰入の削減・解消に向けた市の取組

保険税の徴収率の向上、保険者努力支援制度の活用による交付金の確保等による歳入の確保、また、保険給付の適正な実施及び医療費適正化により歳出の抑制に努める。

【歳入確保の取組】

- 保険税の徴収の適正な実施
住民税申告の推奨、納付方法の多様化等

【歳出抑制の取組】

- 保険給付の適正な実施
レセプト点検強化等
- 医療費適正化
後発薬品使用の促進、特定健診・特定保健指導の実施
データヘルス計画に基づく保健事業の実施